

新潟県村上市及び胎内市沖における 協議会(第5回)

洋上風力発電設備の設置に関する 自治体間の境界について

令和8年1月20日(火)
村上市 胎内市

洋上風力発電設備の設置に関する自治体間の境界について

村上市及び胎内市（以下「両市」という。）は、海面における洋上風力発電事業の固定資産税の課税上の境界について、以下のとおり確認することとします。

- 1 固定資産税については、両市の陸上境界地点から海岸汀線に対し海に向かう垂線を引いて区分けをし、両市が課税を行うものとします。
- 2 陸上境界地点を(1)とします。
- 3 海岸汀線は、促進区域の陸岸に接する北端(2)と南端(3)を結んだ線とします。

